

函館地方裁判所委員会（第2回）議事概要

（函館地方，家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

平成16年6月11日（金）午後3時00分～午後4時45分

2 場所

函館地方，家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）國谷大輔，今千尋，積山薫，藤田信，松谷博子，森元浩，森越清彦，大和陽一郎，柵木澄子

（事務局）後藤隆博地裁事務局長，本間良行民事首席書記官，穴戸健次刑事首席書記官，玉置孝幸函館簡裁庶務課長，奥野雅道地裁事務局次長，城崎正和地裁総務課長，佐々木順家裁総務課長，盛岡幸雄地裁総務課課長補佐

4 議題

「国民の視点から見た場合の裁判所の受付相談窓口の在り方」について

5 机上配布資料

- 1 裁判所における受付相談の状況
- 2 多重債務の整理手続について
- 3 債務整理の目安
- 4 特定調停手続相談表（個人表）
- 5 初めて簡易裁判所を利用される方のために（リーフレット）

6 議事

（1）開会宣言（地裁総務課長）

（2）委員長あいさつ

（3）意見交換

（第1回合同委員会において提出された各委員の意見に対する裁判所の検討状況等について，地裁次長が報告を行った。）

【委員長】それでは，「国民の視点から見た場合の受付相談窓口の在り方」というテーマについて，意見交換を行いたい。

（函館簡裁の受付相談の実情について，簡裁庶務課長から説明がなされた。）

【委員長】裁判所における相談は，手続相談であって法律相談ではないということが重要である。裁判所は，判断機関ではあるが，法律判断の最終的な役目を負っているのは裁判官である。書記官や事務官は，裁判をするための補助者であるから，これらの職員が受付窓口で法律判断を行うことはできない。しかし，一般の方には，そのようなことが分から

ないわけであるから、法律相談を期待して来ているにもかかわらず、手続的な相談しかできないと言われてがっかりされる方もいる。

○裁判所に行くだけで、自分では何もしなくても債務がなくなると思っている相談者はどのくらいいるのか。

【簡裁庶務課長】全相談者のうち50～60人くらいはいると思う。

○裁判所には、調停や破産の相談窓口があることが分かったが、自分がどの窓口に行ったら良いのかは、どのようにしたら分かるのか。

【簡裁庶務課長】裁判所のリーフレットを見た等、自分で破産と決めて来た方は直接地裁民事部の破産の窓口に行くことになるが、そうではない方は、簡裁の窓口に来てもらっている。

○最初は、電話でコンタクトをするのではないか。

【簡裁庶務課長】電話では相談を行っていないので、簡裁の窓口に来ていただくように話をしている。

○1階ロビーの守衛は、サラ金等の多重債務の関係で相談に来た方に、4階の簡裁の窓口に行くように案内しているのか。

【簡裁庶務課長】簡裁の窓口案内させ、そこで事情を聴き、支払原資不足や破産の意思を固めた方については、民事部の破産の窓口にも、更に案内をしている。

【委員長】一般の方には、多重債務の問題一つを取っても、破産と調停の窓口に分かれているわけであるから、分かりづらいと思う。窓口を分かりやすく表示できれば良い。

○一般的な企業では、1階の受付で振り分けを行うが、裁判所では4階の簡裁で振り分けを行っているのでは、相談者としては、一手間増えるわけであるから、簡裁の窓口が1階にあれば良いと思う。

【委員長】庁によっては、1階に簡裁の受付窓口を設置しているところもある。

○インフォメーション表示を工夫した方が良いかもしれない。

【委員長】次に、最高裁判所が来庁者用に作成した、簡易裁判所の手続を説明したDVDのうち、債務整理関係の手続部分についてご覧いただきたい。

(DVD上映)

○「特定調停」という言葉自体が分からない。債務整理のための調停ということは説明を聞かないと分からない。

○このDVDは、借り出しを受けられるのか。

【地裁局長】希望があれば、地裁総務課に相談されたい。

○リーフレット等に、特定調停(債務整理)のように、()で説明したら分かりやすいのではないか。

自己破産の本人申立の場合、破産係の受付で、かなり細かくアドバイスをしているようだが、これは受付事務とは別な態勢で行っているのか。受付前の廊下には待っている方もいるが。

【民事首席書記官】受付係書記官が行っている。受付では、単に、形式的に申立書を受付けているのではなく、内容に踏み込んだ受付をしており、作業としては多くなっている。受付では、最初、相談者に15分程度のビデオを一人ずつ見せてもらっているから、この時間が待ち時間となっているが、今のところは、長い待ち時間とはなっていないと思う。

○本人申立の中には司法書士作成の申立も含まれている。

○机上配布資料の特定調停手続相談表（票）は、相談に来た方に一度持ち帰らせて、記載してもらっているのか。借金の金額等は、直ぐには答えられないのではないか。相談に来る前に、事前に、どういうものが必要なのか分かっていれば、相談に来た方も、直ぐに申立に入っていけるのではないか。

【簡裁庶務課長】相談時に、その場で申立ができる方もいるが、自分がどこの支店にどのくらい負債があるのかわからない方が多いので、表を渡して、もう一度調べてもらった後で申立をしてもらっている。

○特定調停の問題点は、過払いになっている場合、その過払金の返還を求めるような調停ができないということである。過払金を取り戻せたら、これを他の債権者に返済することによって、申立人は、負債を減らすことができるのだが、調停では債権債務なしのいわゆる「0」調停しかできない。債権者に対し過払金の支払いを求める決定ができれば、もっと使い勝手が良くなると思う。また、債権者は直近3年間分の取引履歴しか開示せず、これに基づいて調停を行った場合、債権者の主張する当初の残額よりは債務が減っているが、根本的な減額にはなっていない。このような場合、裁判所では、債権者に対し、どこまで踏み込んだ説得を行っているのか。

○例えば300万円の負債があった場合、裁判所の受付では、実体判断ができないので、本人の取引履歴を考慮したとしても、破産か特定調停かを簡単に振り分けることはできない。

【簡裁庶務課長】相談者には、最初の借入年月や利息制限法所定の利率による引き直しにより、減額又は過払いの可能性があると説明するが、実際の調停の場で、過払いの場合は、「0」調停を行っている。調停手続の中では、過払金の返還は、相手方が同意しない。仮に支払いを求める決定を出したとしても、決定に対する異議が出される。過払金については、最終的には訴訟で解決するしか方法がないことは説明している。

○窓口では、任意整理についての説明はしているのか。裁判所では、直接、個別に弁護士や司法書士を紹介することはできないので、弁護士会や司法書士会に紹介してもらえば良い。司法書士会では、常に債務整理を担当している司法書士が6人いるので対応可能である。お金がなくて報酬が払えない場合には、法律扶助協会もあるので、この点の説明もあった方が良いのではないか。

○裁判所でできることは限られており、あまり踏み込んだ話はできないから、弁護士会や司法書士会等の民間の諸団体に任せることも必要である。また、民間においても、裁判所をバックアップする態勢作りが必要である。

○受付相談の段階で、弁護士や司法書士の専門家に相談できる窓口を示唆してもらえれば、官民一体となったフォローができて良いと思う。

○弁護士の法律相談時に、裁判所の費用について、よく照会を受けるが、一般の方にとっては、裁判所に何か申立をすると、高額な費用がかかるというイメージが強い。弁護士費用と混同しているところもあるが、実際の裁判費用は、あまりかからないということをもっとPRすべきである。また、仕事を休んでまで裁判所に来ることができない方のために、夜間受付をできるような態勢作りを検討すべきである。

○パンフレットによれば、裁判所の相談受付時間は、午前8時30分～午前11時まで、

午後1時から午後4時までとなっている。市役所では、昼休みでも対応しているので、裁判所でも対応できれば、仕事を休まずに裁判所に来ることができる方もいるのではないかと。

【民事首席書記官】パンフレットでは、相談時間がずれ込むことを想定してこのような記載になっているが、この時間帯以外は相談をやっていないわけではない。実際上は、昼休み時間でも対応している。

【委員長】相談者が何度も裁判所に足を運ぶことになることは避けなければならないが、相談のすべてを電話で済ますこともできないので、少ない相談回数で、可能な限り実質的な申立ができるようにしたい。裁判所の費用はあまりかからないということは、もう少しPRしていく。

冒頭のあいさつでも述べたが、窓口相談については、裁判所だけではなく、これまで以上に行政機関等と連携を深めてはどうかという意見が、2月に行われた家裁委員会で出されている。そこで、手始めに、裁判所が音頭を取って、どの機関がどのような相談をしているかを把握し、一覧表的なものを作成することにしたので、その取組状況について、裁判所の事務局から紹介していただきたい。

(地裁総務課長から、現在の取組状況について説明を行った。)

【委員長】裁判所を含めて各行政機関には、相談窓口が多数ある。そこで、各窓口において相談できる部分と限界の部分を一覧表にしたものを作成して、この委員会に諮りたいと考えている。

○多重債務の問題だけでも、簡裁と地裁の窓口の振り分けがあるわけであるから、一覧表の作成は良いことだと思う。

(4) 次回テーマの選定と次回期日

【委員長】次回テーマについて、意見を伺いたい。

○この委員会で議論できるのかどうかかわからないが、一定の法的需要が存在する八雲に支部を設置するという意見は述べることはできるのか。

【委員長】地家裁委員会は、裁判所の運営に広く国民の意見を反映させる趣旨で発足したが、おのずから制約もある。2月の家裁委員会では、「少年事件の問題を盛り込んだテーマ」、「裁判員制度について」といった意見が出された。私からは、「迅速な裁判」に関係したテーマを提案したが、先に法案が成立した裁判員制度も迅速な裁判の問題に関連している。次回テーマについては、この場で決めるのではなく、検討したいテーマがあれば、委員の皆さんから、9月10日金曜日までに、簡単なメモ程度で結構なので、書面で事務局に提出していただくことでいかがか。

(異論なし)

今回は、家庭裁判所との合同委員会を11月12日金曜日午後3時から行うこととし、場所は、この大会議室で、終了時刻は午後5時を予定する。

以上で、本日の予定はすべて終了した。熱心な協議をいただき、委員の皆様の協力に厚くお礼申し上げます。

(5) 閉会宣言(地裁総務課長)

以上

函館地方裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

函館司法書士会所属司法書士	國 谷 大 輔
特別養護老人ホーム松濤施設長	今 千 尋
函館市市民部長	佐 藤 吉 見
公立はこだて未来大学教授	積 山 薫
日本放送協会函館放送局放送部長	藤 田 信（家裁委員兼務）
北海道新聞函館支社報道部長	堀 野 收（家裁委員兼務）
函館市女性会議監事	松 谷 博 子
不動産鑑定士	森 元 浩

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	森 越 清 彦
-------------	---------

〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官	竹 中 理比古（家裁委員兼務）
------------	-----------------

〔4号委員〕

函館地方裁判所長	大 和 陽一郎（家裁委員兼務）
函館地方裁判所裁判官	柵 木 澄 子